

伊豆市若者定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、安心して生活できる住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市内に定住及び移住した若者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者夫婦世帯 伊豆市に定住する夫婦でいずれかが満40歳以下の世帯をいう。
- (2) 住宅補助事業 移住定住する意思をもって市内に住宅を取得した若者夫婦世帯に対し補助金を交付し定住を促進する事業をいう。
- (3) 賃貸補助事業 市内の賃貸住宅に居住する若者夫婦世帯（婚姻届の提出から1年以内の夫婦に限る。）に対し補助金を交付し定住を促進する事業をいう。

(補助対象資格)

第3条 この告示による補助金を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。
 - (2) 過去にこの告示に基づく補助金（賃貸補助事業の補助金を除く。）の交付を受けていないこと。
- 2 住宅補助事業の補助金を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 伊豆市内に土地及び住宅又は住宅のみを購入（住宅の新築を含む。以下同じ。）した者で当該住宅に若者夫婦世帯で居住していること。
 - (2) 伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金交付要綱（平成16年伊豆市告示第22号）による利子補給金の交付を受けていないこと。
- 3 賃貸補助事業の補助金を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 民間賃貸住宅の所有者（3親等内の姻族を除く。）との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅で、市営等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅又は借主（契約者）が会社名義の住宅以外の賃貸住宅に婚姻届の提出から1年以内の若者夫婦世帯で居住していること。
 - (2) 家賃の額（駐車場使用料及び共益費を除く。）が、月額3万円を超えていること。
 - (3) 若者夫婦世帯で勤務先等から家賃補助を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 住宅補助事業の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年1月1日から令和3年12月31日までに土地及び住宅又は住宅を登記したもの
 - (2) 居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が80㎡以上のもの。
 - (3) 取得対価を伴うもの
- 2 賃貸補助事業の対象となる賃貸住宅は、居室、便所、台所及び風呂を備えているものとする。

(補助金の額等)

第5条 住宅補助事業の補助金の交付額は、土地及び住宅又は住宅のみの購入費用の範囲内とし、次に掲げる場合において当該各号に掲げる額を上限とする。ただし、賃貸補助事業の交付を受

けた者は、当該交付額の2分の1の額とする。

- (1) 土地及び住宅を購入した場合 100万円
- (2) 住宅のみを購入した場合 50万円

2 前項に規定するもののほか、住宅補助事業の補助金の対象となる若者夫婦世帯の子で、購入した住宅に居住する中学校就学の始期に達するまでのもの（伊豆市の住民基本台帳に記載されている者に限る。）がある場合は、1人につき10万円を交付するものとする。

3 賃貸補助事業の補助金の交付額及び交付期間は、若者夫婦世帯に対し月額2万円とし、交付の決定をした月から24ヶ月間とする。

（事前審査）

第6条 住宅補助事業の補助金を受けようとする者のうち、伊豆市が移住定住促進の協働に関する協定を締結した金融機関から当該補助金に係る融資を受ける場合は、当該融資を受ける前に伊豆市若者定住促進住宅補助金交付申請事前審査書（様式第1号）を市長に提出し、審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の事前審査書を受理し、その内容を審査し適当と認めるときは、伊豆市若者定住促進住宅補助金交付内示書（様式第2号）により事前審査を受けた者に通知する。

（交付の申請）

第7条 住宅補助事業の補助金を受けようとする者は、購入した土地及び住宅の登記（住宅のみの購入の場合には住宅の登記）が完了した日から起算して90日以内に伊豆市若者定住促進住宅補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
- (2) 第5条第1項第1号に該当する場合は、補助の対象となる土地及び住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 第5条第1項第2号に該当する場合は、住宅の登記事項証明書、土地使用承諾書等及び補助の対象となる住宅に係る土地の使用期間が10年以上であることが証明できるものの写し
- (4) 補助の対象となる住宅の間取図
- (5) 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- (6) 世帯員全員の過去3年間の納税証明書

2 賃貸補助事業の補助金を受けようとする者は、伊豆市若者世帯定住促進家賃補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 家賃内訳証明書（様式第5号）
- (3) 若者夫婦世帯の住民票（続柄記載のあるもの）
- (4) 戸籍謄本の写し
- (5) 世帯員全員の過去3年間の納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請を受理したときは、内容を審査し、伊豆市若者定住促進住宅補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項に規定する申請を受理したときは、内容を審査し、伊豆市若者定住促進家賃補助金交付・不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 住宅補助事業の補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者が、補助金交付後10年以上継続して購入した住宅に居住すること。

(2) 補助金の交付を受けようとする者が、補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。

2 賃貸補助事業の補助金の交付を決定する場合の条件は、賃貸借契約した住宅に2年以上継続して居住すること。ただし、新たに市内の賃貸住宅に移住する場合又は市内に居住する場合は、この限りでない。

(変更等の承認)

第10条 賃貸補助事業の補助金の交付の決定を受けた者は、当該賃貸借契約等に変更が生じた場合は、伊豆市若者定住促進家賃補助金変更交付申請書(様式第8号)に第7条第2項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、伊豆市若者定住促進家賃補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により当該変更交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 住宅補助事業の補助金の交付の決定を受けた者は、伊豆市若者定住促進住宅補助金請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 賃貸補助事業の補助金の交付の決定を受けた者は、次の表の左欄に掲げる対象家賃の区分に応じ、同表の右欄に掲げる請求期間内に伊豆市若者定住促進家賃補助金交付請求書(様式第11号)に家賃の支払を証明する書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、請求期間の末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日とする。

対象家賃	請求期間
4月分から9月分	10月1日から10月15日まで
10月分から3月分	4月1日から4月15日まで

(補助金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの告示による補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 住宅補助事業の補助金の交付を受けた者が、購入した住宅に10年以上継続して居住できないこととなった場合は、速やかに伊豆市若者定住促進(住宅、賃貸)補助金返還届出書(様式第12号)により市長に報告し、補助金の一部を返還するものとする。この場合の返還金額は、補助金交付額を10で除した額に10年に満たない居住しなくなった期間の年数(1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。)を乗じた額とする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、平成25年4月1日以降に土地及び住宅又は住宅を登記した者について適用し、平成25年3月31日までに住宅を登記した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日告示第26号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日告示第180号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年5月12日告示第95号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年12月5日告示第237号）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

2 平成28年1月中に登記が完了した住宅補助事業の申請の場合、第7条本則中「90日以内」とあるのは「120日以内」とする。

附 則

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年1月中に登記が完了した住宅補助事業の申請の場合、第7条本則中「90日以内」とあるのは「120日以内」とする。

様式第1号（第6条関係）

伊豆市若者定住促進住宅補助金交付申請事前審査書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住所

氏名

印

伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づく事前審査を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

居 住 予 定 者	氏 名	続柄	生 年 月 日
申 請 住 所	伊豆市		
土地登記名義予定者			
建物登記名義予定者			
完 成 予 定 日	年 月 日		
土 地 ・ 建 物 面 積	敷地 m ² ・ 延べ床面積		m ²
借 入 先 金 融 機 関			

(添付書類)

住居の位置図、住居の平面図（間取り図）、土地、建物の面積がわかる書類

伊豆市若者定住促進住宅補助金交付内示書

第 号
年 月 日

様

伊 豆 市 長

伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を内示します。

記

補 助 年 度	年度
補 助 金 内 示 額	

※内示後、審査事項に変更が生じた場合は、事前審査を再度行うものとする。

※本内示は補助金を確定するものではありません。

伊豆市若者定住促進住宅補助金交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、この申請に関する内容確認のため、実施機関が第3条に規定する個人情報を見ることがあります。同意します。

記

世帯員	氏名	続柄	性別	年齢	職業	勤務先
		夫				
		妻				
振込先金融機関名					預金種目	
口座名義人					口座番号	

※ 添付書類

- 売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
- 住宅及び土地の登記事項証明書の写し
- 住宅に係る土地の使用期間が10年以上であることが証明できる書類の写し
- 住宅の間取図
- 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 世帯員全員の過去3年間の納税証明書

様式第4号（第7条関係）

伊豆市若者定住促進家賃補助金交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、世帯の住民登録、市税等の納付状況、その他家賃補助に係る事項について、必要に応じて本市職員が調査することに同意します。

記

申請者住所						電話番号	
勤務先名称						電話番号	
世帯員	氏名	続柄	性別	年齢	職業	勤務先	
		夫					
		妻					
契約年月日		年 月 日			入居年月日	年 月 日	
契約期間		年 月 日			～	年 月 日	
住宅	住宅の名称					所有者氏名	
	家賃額	月額	円				
振込先金融機関名					預金種目		
口座名義人					口座番号		
補助期間		過去に補助を受けた期間			年 月 ～ 年 月		
		今回補助を申請する期間			年 月 ～ 年 月		
① 若者夫婦世帯で勤務先等から家賃補助を受けている。 ② 伊豆市若者定住促進補助金交付要綱の交付を受けるに当たり、民間賃貸住宅の所有者が3親等内の姻族にあたる。 上記2項目に該当しないことを誓約します。							
					氏名	Ⓜ	
					氏名	Ⓜ	

【添付書類】

- 賃貸借契約書の写し
- 家賃内訳証明書（様式第5号）
- 全ての世帯員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 戸籍謄本の写し
- 世帯員全員の過去3年間の納税証明書

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

伊豆市長 様

家賃内訳証明書

(貸主)
住 所
氏 名
電話番号

印

下記の者の家賃等の内訳について、次のとおり証明します。

記

1 借主
建物名称

氏 名

2 家賃等の内訳

内 訳	月額金額 (単位：円)
住宅部分の家賃額	月額 円
共益費・管理費等の額	月額 円
駐車場使用料	月額 円
支払い合計額	月額 円

伊豆市若者定住促進住宅補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長

年 月 日付で申請のあった伊豆市若者定住促進住宅補助金については、下記のとおりを決定したので、伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

交付の条件

- 1 伊豆市補助金等交付規則及び伊豆市若者定住促進補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 補助金交付後10年以上継続して購入した住宅に居住すること。
- 3 補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。

不交付の理由

様式第7号（第8条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

伊豆市長

伊豆市若者定住促進家賃補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊豆市若者定住促進家賃補助金については、下記のとおり
を決定したので、伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知し
ます。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付期間 年 月～ 年 月

様式第8号（第10条関係）

伊豆市若者定住促進家賃補助金交付決定変更交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日 第 号に交付の決定を受けた伊豆市若者定住促進家賃補助金交付申請内容を下記のとおり変更したいので、伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更交付申請額 円
- 5 添付書類
変更内容が確認できる書類

様式第9号（第10条関係）

第 年 月 日

様

伊豆市長

伊豆市若者定住促進家賃補助金変更交付決定通知書

年 月 日 第 号付で提出された交付変更申請について、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 変更交付期間 年 月 ～ 年 月

伊豆市若者定住促進住宅補助金請求書

金 _____ 円也

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた伊豆市若者定住促進住宅補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住所

氏名 印

振込先

振込金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名	支店名
	銀行 信用金庫 農協	支店
	フリガナ 口座名義人	預金種別・口座番号
		普通 当座 _____

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号
	1 0 の	
	口座名義人	フリガナ _____ _____

様式第 11 号 (第 11 条関係)

伊豆市若者定住促進家賃補助金交付請求書

金 _____ 円也

交付決定期間 年 月 ~ 年 月
今回請求期間 年 月 ~ 年 月

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた伊豆市若者定住促進家賃補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆市長 様

請求者 住所
氏名

振込先

振込金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名	支店名
	銀行 信用金庫 農協	支店
	フリガナ 口座名義人	預金種別・口座番号
		普通 当座 _____

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号
	1 0 の	
	口座名義人	フリガナ

様式第 12 号 (第 12 条関係)

伊豆市若者定住促進 (住宅、家賃) 補助金返還届出書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

伊豆市若者定住促進補助金交付要綱第12条の規定により、補助金を返還しますので届け出ます。

記

返 還 額 円

事由発生日 年 月 日

返 還 理 由